一般競争入札(総合評価落札方式)に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2024年 4月 9日 独立行政法人情報処理推進機構

件名:「スマートビルアソシエーション設立準備のための支援業務」に係る一般競争入札(総合評価)

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	入札説明書	P2	3. 入札者の 義務(3)	秘密保持契約書を提出したうえで入札説明会に参加する事を必須とすると記載がありますが入札説明書項番4.(2)には提出が必須の旨について言及がなく、入札説明書項番4.(3)の入札説明会に参加しない場合のみに提出の旨が記載されています。 入札説明会に参加可能な場合にも、入札説明書項番3.(3)を満たすために秘密保持契約書の提出は必要となりますでしょうか?	入札説明書項番3.(3)は、全ての入札者に対する義務条項です。従い、入札説明会に参加される入札者は、秘密保持誓約書を入札説明会までにご提出頂くことが必須条件となります。 一方、入札説明書項番4.(2)は、入札説明会への参加を希者する入札者に対し、入札会場の連絡を行うための条項です。 尚、入札説明書項番4.(3)は、何らかの理由により入札説明会に参加できない場合の特例措置ということでご理解願います。	2024年 4月 1日
2	評価項目一	P119	1.1 業務全般	10月時点の公募で求められていた発起人候補集め、会員候補への打診(準備会メンバー・オブザーバーを除く)は、業務内容に含まれておらず、準備会メンバー等主導で進められる認識でよろしいか。	2023年10月11日付けの公告は同年10 月24日に取り下げていますので、それと の差異についてお答えすることは出来ま せん。 業務の詳細は全て本件の仕様書に記載 されていますので、仕様書をご確認願い ます。	2024年4月8日
3	評価項目一	P119	1.1 業務全般	素案作成業務、原案とりまとめ業務において、業務の頻度が2回以上のものが見受けられる。これは、それぞれ、どのように頻度を定義しているのか。	業務明細一覧①に、会議体の開催頻度 を定義しています。素案作成業務並び に原案とりまとめ業務は、この会議体に 連動した業務となります。 尚、会議体のテーマにより複数回の会議 体で協議する可能性がある場合には、 業務の頻度に於いても複数回の可能性	2024年4月8日

					を含んで定義しています。	
4	評価項目一覧	P121- P122	1.3.2デジタル完結な エコシステムを構 築するための調 査業務2)アソシエーションの機能に関して	本業務は「デジタル完結なエコシステムを構築するための調査業務」と題して、「アソシエーションの機能」に関して調査する旨記載されているが、ここでいう調査は以下①/②のどちらを指しているのか。 ①「スマートビル」を実現・普及させていくために必要なコンソとして求められる具体的な機能の調査(例えば「標準化」や「普及・啓発」等の機能そのものを他事例で調査) ②「デジタル完結なエコシステム」を構築するために求められる各機能における工夫の調査(例えば「標準化」や「普及・啓発」等の機能をデジタル完結に構築するためのインプットを得る調査)	ご質問の事項については、仕様書84~86頁の業務明細一覧②の業務項目2の2)に該当する評価項目であり、業務明細一覧②に則した業務が履行されることを以て評価項目としています。	2024年 4月8日
5	評価項目一 覧		1.5.3 事業骨子に関 わる組織・人員・資 金・費用等の素案 作成業務	1.5.2の組織体制の業務にて「組織・人事・人員構成の基本概要」について検討することになっている。一方で、1.5.3の事業骨子においても、「組織・人員」について検討することになっているが違いは何か。	仕様書89~95頁の業務明細位一覧④に記載の通り、組織体制に於ける組織・人事・人事構成における定義と、事業骨子に関わる組織・人員・資金・費用等に於ける定義は全く異なるものだということはご確認頂けるはずです。 ご質問の事項については、仕様書業務明細一覧④に則した業務が履行されることを以て評価項目としています。	2024年 4月8日

6	評価項目一 覧		1.5.3 事業骨子に関 わる組織・人員・資 金・費用等の素案 作成業務	1.5.3の評価項目「アソシエーションの組織体制に於けるデジタル化を想定するうえで、企画提案業務としている「デジタル完結なエコシステムを構築することにより、アソシエーションの機能に関して、これまでの既存団体にはない新しい形を提案すること」があれば、この素案提示に盛り込まれているか。」とあるが、1.5.2の評価項目と同じである。「アソシエーションの組織体制」ではなく、正しくは「アソシエーションの組織体制」ではなく、正しくは「アソシエーションの事業骨子」と理解してよろしいか。		2024年 4月8日
7	評価項目一 覧		1.6.8 会員募集要項 の原案とりまとめ業 務	P100に記載の設立準備会が想定した候補者リストとあるが、受託者でなく設立準備会にて候補リストを検討される理解でよろしいか。	設立準備会の候補者リストの「原案」は、 設立準備会で取りまとめます。 但し、受託者には『「原案」に照らし、設立準備会が想定した候補者リストに不足・不備があれば、IPAに提案すること。』という業務があるので、受託者が「原案」を補ったものが最終的な候補者リストという位置付けになります。	2024年 4月8日
8	事業内容(仕様書)	P77	3. 業務概要 3.2 委託業務項目	(6) 週伝性確認業務について、コンサルティングファームが受託する場合は再委託の場合でも、弁護士業法に違反する可能性がある、というのが弊社法務の見解です。そのため、弁護士事務所との共同提案という形でのご提案を検討していますが、問題ありませんでしょうか。	連名での入札参加は受け付けていません。 社内に有資格者を有さない場合や会社の業 務範囲上で当該業務が履行できない場合 は、受託者の責任に於いて一部の業務を再 委託できる契約形態としていますので、契約 書(案)別紙 I 並びに別紙 II の第7条1~4項 を参照願います。 尚、あらゆる契約や業務は、法律上に於い てその適正を踏まえなければいけないという 観点に於いて、「士業者の助力を得ること自 体を以て非弁行為に該当する」という安易な 判断は避けるべきであるというのがIPAの見 解です。 契約書(案)別紙 I 並びに別紙 II の第1条2 項に「なお、前項所定の仕様書に別段の定 めがある時は、当該別段の定めに従う。」と	2024年 4月9日

				明記しており、また業務明細一覧⑥では、「この業務に関して、弁護士・司法書士・行政書士等の有資格者の協力を得ることが望ましいが、受託者がかかる有資格者を内部に有していない場合は、この業務に於ける従たる部分としての校正作業に関し、受託者の責任の下で再委託することが出来る。」と明記しています。 非弁行為に該当しない形で補助的な業務の一部を再委託することは、可能と認識します。	
9	入札説明書	6. 入札書等の 提出方法及び提 出期限等	(4) 提出物のCD-Rは③と④それぞれ媒体を分ける必要あるか。	提出物No.7に該当する提出物の番号は、下記の通り修正しております。 正:④と⑤の電子媒体 誤:③と④の電子媒体 その上で、④と⑤の内容がIPA側で区別して確認できる様に分類されていれば、同一或いは別々のCD-R又はDVD-Rの何れの方法でも問題ありません。	2024年 4月9日
10	事業内容(仕様書)		10月時点の公募で要件に含まれていた発起人集め、会員候補への打診は業務内容には含まれておらず、準備会メンバー手動で進める認識でよいか。		2024年 4月9日